

第二十八回国会 衆議院 法務委員会 議 録 第八号

昭和三十三年二月二十七日(木曜日)

午前十一時十一分開議

出席委員

委員長 町村 金五君

理事高橋 誠一君 理事林 博君

理事福井 盛太郎君 理事三田村武夫君

理事横井 太郎君 理事菊地義之輔君

大森 健君 小林 錦君

徳安 實藏君 古島 義英君

横川 重次君 青野 武一君

神近 市子君 吉田 賢一君

出席國務大臣

法務大臣 唐澤 俊樹君

出席政府委員

總理府總務副長官 藤原 節夫君

警視廳(警察 庁刑事部長) 中川 董治君

法務政務次官 横川 信夫君

検事(刑事局長) 竹内 壽平君

法務事務官(矯正局長) 渡部 善信君

厚生技官(公衆衛生局長) 山口 正義君

労働事務官(婦人少年局長) 谷野 せつ君

委員外の出席者

厚生事務官(社会局生活課長) 加藤 威二君

判事(最高裁判所事務総局総務局長) 関根 小郷君

専門員 小本 貞一君

本日の会議に付した案件

参考人出席要求に関する件

売春防止法の一部を改正する法律案(内閣提出第五〇号)

婦人補導院法案(内閣提出第五一五号)

企業担保法案(内閣提出第七〇号)

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第八一五号)

○高橋(補)委員長代理 ただいまより開会いたします。

委員長が所用のため、指名によりまして理事の私が委員長の職務を行います。

まず、企業担保法案について提案理由の説明を聴取いたします。横川政務次官。

企業担保法案
企業担保法
目次
第一章 企業担保権(第一条—第九条)
第二章 企業担保権の執行
第一節 総則(第十条—第十八条)
第二節 実行手続の開始(第十九条—第二十九条)
第三節 会社の総財産の管理(第三十—第三十六条)
第四節 換価(第三十七条—第五十条)
第五節 配当(第五十一条—第五十五条)

第六節 雑則(第五十六—第五十九条)

第三章 罰則(第六十—第六十二条)

附則

第一章 企業担保権

(企業担保権)

第一条 株式会社(以下「会社」という。)の総財産は、その会社の発行する社債を担保するため、一体として、企業担保権の目的とすることができる。

2 企業担保権は、物権とする。

(効力)

第二条 企業担保権者は、現に会社に属する総財産につき、他の債権者に先だつて、債権の弁済を受けることができる。

2 前項の規定は、会社の財産に対する強制執行又は担保権の実行としての競売の場合には、適用しない。

(設定及び変更)

第三条 企業担保権の設定又は変更を目的とする契約は、公正証書によつてしなければならない。

(登記)

第四条 企業担保権の得喪及び変更は、会社の本店の所在地において、株式会社登記簿にその登記をしなければならない。ただし、一般承継、混同又は担保する債権の消滅による得喪及び変更については、この限りでない。

2 企業担保権の登記に関し必要な事項は、政令で定める。

(順位)

第五条 数個の企業担保権相互の順位は、その登記の前後による。

(他の権利との関係)

第六条 会社の財産の上に存する権利は、企業担保権の登記の後に対抗要件を備えたものでも、企業担保権者に対抗することができない。

第七条 一般の先取特権は、企業担保権に優先する。

2 特別の先取特権、質権又は抵当権は、その権利の目的となつている財産につき、企業担保権に優先する。

(会社の合併)

第八条 合併により消滅する会社の総財産を目的とする企業担保権は、合併後存続する会社又は合併により設立される会社の総財産につき、効力を有する。

2 合併をする会社の双方の総財産が企業担保権の目的となつているときは、合併後の企業担保権の順位に関する企業担保権者間の協定がなければ、合併をすることができない。

3 合併の無効の訴は、企業担保権者も、提起することができる。

(民法の準用)

第九条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第二百九十六条、第三百七十四条、第三百七十五条中順位の譲渡及び放棄に関する部分、第三百七十六条及び第三百九十六条の規定は、企業担保権に準用する。

第二章 企業担保権の実行

第一節 総則

第十条 企業担保権の実行は、会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

(実行の申立)

第十一条 企業担保権の実行は、企業担保権者の申立によつてする。

(任意的口頭弁論)

第十二条 実行手続に関する裁判は、口頭弁論を経ないですることができる。

(公告)

第十三条 この章の規定によつてする公告は、別段の定めがない限り、官報及び裁判所の定める一個又は数個の新聞紙に掲載してする。

2 前項の規定による公告は、最終の掲載があつた日の翌日、にその効力を生ずる。

(利害関係人)

第十四条 実行手続における利害関係人は、次に掲げる者とする。

一 申立人

二 会社

三 申立人以外の企業担保権者

四 第二十二條第一項の規定による公告の最終の掲載があつた日又は第二十三條第一項の規定による実行手続の開始の登記の日

のうちにいずれか遅い日において、会社の財産につき、登記若しくは登録した権利又は仮登記若しくは仮登録により保全され

る権利を有する者として、その権利を証明した者

五 前号に掲げる者を除くほか、会社の財産につき、実行手続において主張することができ権利を有する者として、その権利を証明した者

(報告の徴取)

第十五条 裁判所は、利害の関係を有する者の申請により、又は職権で、管財人に、会社の財産又はその管理若しくは換価の状況に關する報告をさせることができる。

(書類の閲覧等)

第十六条 利害の関係を有する者は、裁判所書記官に、実行手続に關する書類の閲覧又は謄写を請求することができる。

(民事訴訟法の準用)

第十七条 特別の定がある場合を除き、実行手続に關しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)第一編から第四編までの規定を準用する。

2 民事訴訟法第五百十三条、第五百四十四条、第五百四十九条から第五百五十一条まで、第五百五十四条、第五百五十五条及び第五百五十八条の規定は、実行手続に關し準用する。

(政令等への委任)

第十八条 この法律に定めるもののほか、実行手続に關し必要な事項で、登記又は登録に關するものは政令で、その他のものは最高裁判所が定める。

第二節 実行手続の開始

(開始決定)

第十九条 実行手続の開始は、決定である。

第二十条 実行手続の開始の決定は、同時に、企業担保権者のために会社の総財産を差し押える旨を宣言しなければならない。

2 差押は、決定を会社へ送達することによつてその効力を生ずる。

第二十一条 裁判所は、実行手続の開始の決定と同時に、管財人を選任しなければならない。

(公告)

第二十二条 裁判所は、実行手続の開始の決定をしたときは、ただちに、次に掲げる事項を公告しなければならない。

一 実行手続の開始の決定の主旨

二 管財人の表示

三 会社の債務者及び会社の財産の所持者は、会社に弁済し、又はその財産を交付してはならない旨及び債務を負担すること又はその財産を所持することを一定の期間内に管財人に届け出るべき旨

四 一般の優先権を有する会社の債権者(租税その他の公課については、その賦課徴収の事務を掌る機関)は、その債権を一定の期間内に裁判所に届け出るべき旨

五 特別担保を有する会社の債権者は、その担保権を一定の期間内に裁判所に届け出るべき旨
裁判所は、管財人又はその表示に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

3 第一項第三号の届出を怠つた者は、これによつて会社の総財産に生じた損害を賠償しなければならない。

(登記及び登録)

第二十三条 管財人は、実行手続の開始の決定があつたときは、遅滞なく、実行手続の開始の登記及び管財人の登記を会社の本店の所在地を管轄する登記所に申請しなければならない。

2 前項の規定は、管財人又はその表示に変更があつた場合における管財人の更迭又はその表示の変更の登記に準用する。

第二十四条 管財人は、実行手続の開始の決定があつたときは、遅滞なく、会社の財産で登記又は登録をすることができるとのものについて、実行手続の開始の登記又は登録を申請しなければならない。

第二十五条 前二条の規定による登記及び登録については、登録税を課さない。

(会社の債務者への通知)

第二十六条 管財人は、実行手続の開始の決定があつたときは、遅滞なく、会社の債務者に、会社のその債務者に対する債権が差し押えられた旨を通知しなければならない。ただし、債務を負担することを管財人に届け出た債務者に対して、この限りでない。

(差押の對抗)

第二十七条 第二十条の規定による差押は、善意の第三者に対しては、第二十二條第一項の規定による公告及び第二十三條第一項の規定による実行手続の開始の登記の後でなければ、對抗することができない。その公告及び登記の後でも、第三者が正当の理由により差押を知らなかつたときは、同様とする。

後でなければ、對抗することができない。その公告及び登記の後でも、第三者が正当の理由により差押を知らなかつたときは、同様とする。

2 前項の公告及び登記の後に、会社の法律行為によらないで会社の財産に關して権利を取得しても、その取得は、実行手続に対する関係においては、その効力を主張することができない。

(他の手続の失効)

第二十八条 実行手続の開始の決定があつたときは、会社の財産に對してすでにされている債権若しくは担保権に基く強制執行、仮差押、仮処分若しくは担保権の実行としての競売手続又は国税徴収法(明治三十年法律第二十号)による滞納処分若しくは国税徴収の例による滞納処分は、実行手続に對する関係においては、その効力を失う。

(民事訴訟法の準用等)

第二十九条 民事訴訟法第六百四十五條第一項及び第二項の規定は、実行手続の開始の決定があつた場合における他の実行の申立に關し準用する。

2 前項の規定により準用される民事訴訟法第六百四十五條第二項の規定により、実行の申立が実行手続の開始の決定を受けた効力を生じたときは、従前の管財人は、引き続き、その後の手続における管財人となる。

第三節 会社の総財産の管理

(管財人)
第三十条 管財人は、裁判所が選任する。この場合においては、裁判

所は、申立人の意見をきかなければならない。

2 信託会社、銀行その他の法人は、管財人となることができる。

3 管財人は、その職務を行ふ場合において必要があるときは、補助者を使用することができる。

第三十一条 裁判所は、利害關係人の申請により、又は職権で、管財人を解任することができる。この場合においては、申立人の意見をきき、かつ、その管財人を審判しなければならない。

第三十二条 実行手続の開始の決定があつたときは、管財人は、会社の総財産を保全するため、これを管理する。

2 管財人は、会社の商品及び有価証券を売却することができる。

3 管財人は、会社の債権を直接に取り立てることができる。

(説明義務)

第三十三条 会社の取締役及び監査役は、管財人の請求により、会社の財産に關し、必要な説明をしなければならない。

(財産明細表)

第三十四条 管財人は、最高裁判所の定めるところにより、会社の総財産につき財産明細表を作成し、その謄本を裁判所に提出しなければならない。

(管理費用及び報酬)

第三十五条 管財人は、会社の金銭を費用及び報酬に充てることができる。

2 申立人は、管財人の請求により、費用及び報酬を立て替へなければならない。

(破産法の準用)

第三十六条 破産法(大正十一年法律第七十一号)第五百九条、第六十条、第六十二条から第六十六条まで及び第六十九条の規定は管財人に、同法第八十五条から第八十七条までの規定は会社の財産の管理に準用する。この場合において、同法第六十二条中「破産財団」とあるのは「会社ノ財産」と、第八十七条中「裁判所書記官」とあるのは「裁判所書記官ハ管財人ノ請求に因リ」と読み替へるものとする。

第四節 換価

(換価の方法)

第三十七条 会社の総財産(金銭を除く。以下この節において同じ)の換価は、一括競売又は任意売却によつてする。

2 一括競売は、会社の総財産を一括し、せり売又は入札の方法によつてする。

3 任意売却は、会社の総財産を一括し、又は個別に、適宜の方法によつてする。

(一括競売の場合の評価)

第三十八条 一括競売によるときは、管財人は、鑑定人に、会社の総財産及び特別担保の目的となつてゐる財産の評価をさせなければならぬ。

2 鑑定人は、会社の総財産の評価をするには、これを一体としてしなければならない。

(最低競売価額)

第三十九条 前条の規定による会社の総財産の評価額は、最低競売価額とする。

(競売期日及び競落期日)

第四十条 競売期日は管財人が、競落期日は裁判所が定める。

第四十一条 管財人は、競売期日、せり売又は入札の期、競落期日及び最高裁判所の定める事項を公告しなければならない。

第四十二条 競落期日は、前条の規定による公告の後十四日を経過した日以後でなければならない。

2 競売期日は、管財人が開く。

3 管財人は、競売期日に、競売につき調書を作らなければならない。

第四十三条 競落期日は、競売期日から起算して十四日を過ぎることができない。

2 競落期日は、裁判所が開く。

(競落の効果)

第四十四条 会社の総財産は、代金の支払があつた時に、競落人に移転する。

2 前項の場合には、競落人は、会社の営業に関する行政庁の許可、認可、免許その他の処分に基づく地位を承継する。ただし、その承継に關し他の法令に禁止又は制限の規定があるときは、その定に従ふ。

(任意売却)

第四十五条 任意売却は、裁判所の認可を受けて、管財人が実施する。ただし、企業担保権者、特別担保を有する債権者又は会社の申出があつた場合において、管財人が、企業担保権者全員及び、特別担保の目的となつてゐる財産については、その特別担保を有する債権者の同意を得たときに限る。

2 裁判所は、前項の認可の申請が

あつたときは、鑑定人に、売却価額の鑑定をさせることができる。

3 会社の総財産の一部の売却代金から実行手続の費用を控除して、企業担保権者及びこれに優先する債権者の債権を弁済することができるときは、他の財産を売却してはならない。

第四十六条 特別担保の目的となつてゐる財産は、各別に売却しなければならない。

第四十七条 第四十五条第一項の規定による認可を受けなかった売却は、無効とする。ただし、その無効は、善意の買受人又は転得者に対しては、主張することができない。

(有価証券の名義書換)

第四十八条 記名の有価証券が売却されたときは、管財人は、名義書換のため必要な行為をすることができ。

(指名債権の譲渡の通知)

第四十九条 指名債権が売却されたときは、管財人は、その旨を債権者に通知しなければならない。

2 前項の通知があつたときは、競落人又は買受人は、指名債権の取得を債権者その他の第三者に対抗することができ。

(民事訴訟法の準用)

第五十条 民事訴訟法第六百四十九条、第六百五十六条、第六百六十二条から第六百七十四条まで、第六百七十六条から第六百八十五条まで、第六百八十八条及び第七百三条から第七百五条までの規定は、換価に關し準用する。この場合において、同法第六百六十二条

及び第六百六十二条ノ二第一項中「本款」とあるのは「企業担保法」と、第六百六十三条及び第六百六十七條第一項第三号中「執行記録」とあるのは「財産明細表及び財産ノ評価ニ關スル書類」と、同項中「左ノ諸件」とあるのは「左ノ諸件及び最高裁判所ノ定ムル事項」と、第六百七十条第一項中「裁判所」とあるのは「管財人」と、第六百七十二條第四号中「第六百五十八條」とあるのは「企業担保法第四十一条」と、同法第六号中「第六百五十九條」とあるのは「企業担保法第四十二條第一項」と、第六百七十六條中「職權ヲ以テ新競売期日ヲ」とあるのは「新競売期日ヲ」と、第六百八十五條中「第六百五十五條乃至第六百五十七條」とあるのは「第六百五十六條及び企業担保法第三十八條乃至第四十一条」と読み替へるものとする。

第五節 配当

(金銭の引渡及び計算書等の提出)

第五十一条 換価が完了したときは、管財人は、裁判所の指定する日に裁判所書記官に、会社の金銭を引き渡し、職務の執行に關する費用の計算書及びその証明書類並びに、任意売却により換価したときは、換価に關する報告書を提出しなければならない。

(配当)

第五十二条 裁判所は、一括競売による売却代金、前条の規定により引渡を受けた金銭並びに第三十五条第一項の規定により管財人が費用及び報酬に充てた金銭の合計額から実行手続の費用を控除して、

まず企業担保権者及びこれに優先する債権者に配当し、その残余を他の債権者に配当しなければならない。

第五十三条 特別担保を有する債権者の受けるべき配当額は、その特別担保の目的となつてゐる財産の価額から、前条の合計額に対するその財産の価額の割合を実行手続の費用に乘じて得た額を控除した額を限度とする。

2 特別担保の目的となつてゐる財産の価額は、一括競売により換価したときは、第三十八条第一項の規定による会社の総財産の評価額に對する同項の規定によるその財産の評価額の割合を一括競売による売却代金に乘じて得た額、任意売却により換価したときは、その売却価額とする。

(登記及び登録)

第五十四条 管財人は、企業担保権者及びこれに優先する債権者の配当表が実施されたときは、遅滞なく、次に掲げる登記及び登録を申請しなければならない。

一 企業担保権の登記及び第二十三條の規定によつてされた登記のまつ消

二 登記又は登録のされた会社の財産について、消滅した権利の登記又は登録及び第二十四條の規定によつてされた登記又は登録のまつ消並びに競落人又は買受人の権利の取得の登記又は登録

2 前項第一号の登記の申請に要する費用は、実行手続の費用とし、同項第二号の登記又は登録の申請

第六十七條第一項中「及び競売法による競売は」を「競売法によ

る競売及び企業担保権の実行は」に、「及び競売法による競売手続」を、「競売法による競売手続及び企業担保権の実行手続」に改める。

第二百四十六条第一項中「及び競売法による競売手続」を、「競売法による競売手続及び企業担保権の実行手続」に改める。

9 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条ノ七の次に次の一条を加える。

第三条ノ八 企業担保権ニ関スル登記ヲ受クルトキハ左ノ區別ニ從ヒ登録税ヲ納ムベシ

一 企業担保権ノ取得
債権金額 千分ノ一・五

二 抹消シタル登記ノ回復
每一件 金三百円

三 附記登記
每一件 金三百円

四 登記ノ更正、変更又ハ抹消
每一件 金三百円

第十六条ノ五に次の一項を加える。

信託契約ニ依ル物上担保附社債ニシテ其ノ総額ヲ數回ニ分チ発行スルモノノ企業担保権ニ関シ登記ヲ受クル場合ニ於ケル登録税ニ関シテハ第一項ノ規定ニ準ジ命令ヲ以テ之ヲ定ム

（漁業法の一部改正）

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第二十六條第一項中「及び抵当

権」を、「抵当権及び企業担保権」に改める。

第二十七條第一項中「又は抵当権」を、「抵当権又は企業担保権」に改める。

（国税徴収法の一部改正）

11 国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項及び第六項中「競売」を「競売若ハ企業担保権ノ実行手続」に改め、同条第六項中「又ハ競売費用」を「競売費用又は企業担保権ノ実行手続ノ費用」に改める。

第四条ノ一中第四号の次に次の一号を加える。

四ノ二 企業担保権ノ実行手続ノ開始アリタルトキ

第五條中「更生手続」を「更生手続又ハ企業担保権ノ実行手続」に改める。

第七條ノ四第四項中「競売」を「競売若ハ企業担保権ノ実行手続」に改める。

（地方税法の一部改正）

12 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第十五條第四項中「及び第四号の場合における競売費用」を、「第四号の場合における競売費用並びに第五号の場合における企業担保権の実行手続の費用」に改め、同項に次の一号を加える。

五 企業担保権の実行手続の開始があつたとき。

第十六條第一項中第四号の次に次の一号を加える。

四の二 企業担保権の実行手続の開始があつたとき。

第十六條の四第五項中「競売」を「競売若しくは企業担保権の実行手続」に改める。

第七十一條、第七十二條の七十一、第七十三條の三十九、第五百三條、第五百七條、第七十條、第二百三十三條、第二百八十八條、第三百三十四條、第三百七十六條、第四百六十二條、第五百二十二條、第五百四十四條、第五百七十五條、第六百九十八條、第七百條の四十一、第七百一十一條の二十一及び第七百三十一條中それぞれ第四号の次に次の一号を加える。

四の二 企業担保権の実行手続の開始があつたとき。

（健康保険法の一部改正）

13 健康保険法（大正十一年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第七十九條ノ二中第四号の次に次の一号を加える。

四ノ二 企業担保権ノ実行手続ノ開始アリタルトキ

（船員保険法の一部改正）

14 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第六十二條ノ三第一項中第三号の次に次の一号を加える。

三ノ二 企業担保権ノ実行手続ノ開始アリタルトキ

（失業保険法の一部改正）

15 失業保険法（昭和二十二年法律第一百四十六号）の一部を次のように改正する。

第三十四條の五中第三号の次に次の一号を加える。

三の二 企業担保権の実行手続の開始があつたとき。

（厚生年金保険法の一部改正）

16 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

第八十五條中第一号ニを同号ホとし、同号ハの次に次のように加える。

ニ 企業担保権の実行手続の開始があつたとき。

（国の債権の管理等に関する法律の一部改正）

17 国の債権の管理等に関する法律（昭和三十一年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第十七條第七号中「前三号」を「第四号から前号まで」に改め、同条中同号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 債務者の財産について企業担保権の実行手続の開始があつたこと。

理由

株式会社の資金の調達を円滑にするため、株式会社の総財産を一体として担保の目的とする簡易で合理的な担保制度を創設する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○横川政府委員 ただいま議題となりました企業担保法案につきまして、提案の理由を説明いたします。株式会社がその営業資金を調達するために担保を発行する場合には、現実

な担保を必要とすることは言うまでもないのでありますが、この担保としては現在工場財団その他の各種財団担保を利用しているものであります。

しかしながら、この財団担保は、会社の企業を構成する特定の財産を集合して財団を設け、その上に抵当権を設定するものであります。現在の企業におきましては、その企業施設に財団を設け、さらに設備の類を改廃、変動に伴って、この財団の組成物件について変更の手続をするというものは、きわめて煩雑であるばかりでなく、多大の時間と費用を要し、かなりの不便を来している実情にあるのであります。

この法律案は、右のような不便を除くために、株式会社の総財産をその変動するままの状態において担保の担保に供する簡易でかつ合理的な新しい担保制度を創設し、株式会社の営業資金の調達を円滑ならしめようとするものであります。

この法律案の要点を申し上げますと、

一、株式会社の総財産は、その会社の発行する社債を担保するため、企業担保権の目的とすることができ、そのものとされていること。

二、企業担保権の得喪変更は、その登記をすることによって効力を生ずるものとするが、その手続を簡素化するために、会社の本店所在地の登記所において株式会社登記簿に登記をすることとされていること。

三、企業担保権は、会社企業の運営に伴って常時変動するそのときと

きの状態における会社の総財産に

効力が及ぶものとされ、また、先取特権、質権及び抵当権よりも常に後順位とされていること。

四、企業担保権が実行されたときは、差し押えによって会社の総財産が固定し、この総財産を管財人が一括販売または随意契約によって売却するものとされていること。

五、会社の総財産の換価代金は、企業担保権者及びこれに優先する債権者に配当し、その残余を無担保の債権者に配当するものとされていること。

なお、この法律案では、国際復興開発銀行からの借款等の特殊性にかんがみ、日本開発銀行の特殊の貸付金につきましては、例外的に、会社はその総財産に企業担保権を設定することができるとし、さらに担保附社債信託法その他の関係法律に所要の改正を加えることとしたしております。

以上がこの法律案の概要であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに可決されんことをお願い申し上げます。

○高橋(順)委員長代理 以上で企業担保法案の提案理由の説明は終了いたします。本案についての質疑は後日に譲ります。

○高橋(順)委員長代理 次に、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法(昭和二十六年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第一条の表中「四七二人」を「四九二人」に改める。

第二条中「一万九千八百四十六人」を「一万九千八百九十人」に改める。

附 則

この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

理 由

第一審を充実強化するため下級裁判所の裁判官の員数を増加するほか、二箇月以内の期間を定めて雇用されている者の定数の一部を裁判官以外の裁判所の職員の員数に組み入れる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○横川政府委員 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

この法律案の改正点の第一は、判事補の員数を増加することとした点であります。御承知の通り、現在、地方裁判所が第一審として取り扱う事件のうち、法律上裁判官の合議体で取り扱うことを必要とするいわゆる法定合議事件は例外的なものに限られ、その他の大部分の事件については、一人の裁判官でこれを取り扱うか、裁判官の合議体でこれを取り扱うかは、事案によって裁判所が定めることになっているの

であります。最近におきましては、民事、刑事の事件数の増加、裁判官の不足その他の事情から、本来合議体で取り扱うことが望ましいと思われるような複雑困難な事件をも、やむなく一人の裁判官で取り扱っている場合が少くない実情にあるのであります。そこで、第一審の充実強化のためには、裁判官を増員して、なるべく多くの事件を合議体で取り扱うことができるようにする必要があるのであります。さしあたり必要最小限度の範囲内で判事補を増員する措置を講ずることが適当と考えられますので、この法律案では、判事補の員数を二十人増加することとしたしました。

と考えられますので、この法律案では、このため裁判所の職員の員数を四十四人増加することとしたしました。以上が裁判所職員定員法の一部を改正する法律案の趣旨であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決賜りますようお願い申し上げます。

○高橋(順)委員長代理 以上で裁判所職員定員法の一部を改正する法律案の提案理由の説明は終了しました。本案についての質疑は後日にこれを譲ります。

○高橋(順)委員長代理 この際、三田村委員より発言を求められておりますので、これを許します。

○三田村委員 当委員会が審議中の売春防止法関係の二法案、並びに年来当委員会が問題になって参っておりまして、青少年犯罪の問題、さらにやがて当委員会に付託される予定になっておりますいわゆる暴力追放に関する立法、これらに関連いたしまして、世上長い間論議の焦点になっております映画の倫理管理の問題であります。売春防止法の施行といたし、青少年犯罪の問題、これらの問題に関連して映画の与える影響が非常に大きいのでございます。

このために、映画の倫理化の問題、これはこの任務を持った映倫管理委員会というものがありますが、どういふような意図で映画倫理化の問題を考へておられるものか、この法案の審議と関連して、一つよく意見を聞いておきたいと思つてございます。でありますから、この際提案いたしたいのでござ

います。なるべく早い機会に、映倫管理委員会会長と、それから、こういつた問題について経験も造詣も深いであろうと思われる大映の社長永田雅一君、この両君を当委員に参考人として出席を求め、意見を聴取されんことを望みます。

○高橋(順)委員長代理 ただいまの三田村君の発言の参考人招致に関する件についてお諮りいたします。売春防止法の一部を改正する法律案に関連いたしまして、参考人を招致いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○高橋(順)委員長代理 御異議なければ、さよう決定いたします。

なお、参考人招致の日時等につきましては委員長に御一任願います。

○高橋(順)委員長代理 三田村委員長代理着席

○三田村委員代理 売春防止法の一部を改正する法律案及び婦人補導院法案を一括議題といたします。

質疑の通告がありますので、これを許します。高橋順一君。

○高橋(順)委員 本日は警察庁刑事部長も御出席でありますので、まず、この前の委員会が私が留保しておきました警察当局に対する質疑をいたしたいと思つております。

この売春防止法の完全実施もいよいよ間近に迫つて参りました。特にそれは刑罰法規の実施ということでありまして、から、いよいよこれが実施になりますと、警察当局の責任は非常に重く思ふのであります。そこで、いよいよこの完全実施を前にしての国民の心配は

それで、この前も関係小委員会でも御質疑があつたかと思いますが、御関係業者におかれましても、国家がこういう法律をきめたということについて深く思いをいたされまして、関係業者の組合等におかれまして、大いに転雇業しよりじやないかという空氣が全国の各地に——時期的には少しシジグザグもございましたけれども、大体においてそういう空氣が出てきた。とりわけ、昨年十二月あたりからは、名古屋を中心として中部地方にはは、そういう動きが相当活発になつてきた。そういうことに基きまして、警察といたしましては、そういう動きということを重視して、アウトサイダーと申しますか、それを妨げる事犯ということにつきましては、悪質と認められれますので、嚴重に取締る、そういうふうにやつて参つて、名古屋を初めといたしまして、名古屋に限らずで東京でもそうですけれども、逐次そういうふうに、県によりましては時間的の的から言つて、二月一日ばいはいはおおそくても三月一ばいに関係業者は転雇業なさるであらう、こういうふうに考へておるのでございます。ところが、関係業者におかれまして、法律によつて強制する措置でございませんのうで、あるいはアウトサイダーがおつて、網の目ののがれてやつていく、あるいは組合に入つていらつしやらない方もあるのです。俗に言う青線とか白線とかという区域で、片方の赤線業者がなくなつたことを奇貨として、もう

けようとする者がなきにしもあらず、
 こういう状態でございいますので、警察
 としては、そういう面については適正
 にやっていくということをお願いいたし
 まして、現行刑罰法令に基く取締りを
 強化しておるのでございます。

なお、各地でその意味合いにおきま
 すところの取締りが行われております
 ので、従前は比較的、そういう点につ
 いてはやっておったつもりでございま
 すけれども、やり方が鈍かった点もあ
 るのですけれども、そういう点がだん
 だんなくなつて参りました。私たちは
 十分教養いたしておるつもりでござい
 ますけれども、何といたしましては相
 当各地で事件がございまして、大い
 に注意いたしまして、われわれは、そ
 ういう間違いない、正しい取締りが
 逐次行われていくように指導しておる
 最中でありまして、私ども、地方の状況
 その他いろいろなことを常に注意いた
 しまして、いろいろ各方面からの積
 極、消極のアドヴァイス、御批判、そ
 ういふことを十分にえりて正して伺い
 まして、全国の警察官が、以上申し上げ
 したような考え方で、一つ一つの問題
 が、いよいよ関係者に対して不当な権
 利の侵害にならないように、とは申
 せ、完春防止法が規定する犯罪とい
 うものを調査していくという点につきま
 しては、なまけることなく法律の命ず
 るところによつてやっていく、こうい
 う点をかみ合して指導していくつもり
 であります。いろいろ各地の状況も
 さらにつまびらかにいたしまして、ま
 ずい点等につきましては逐次直してい
 き、正しい取締りが行われていく、こ
 ういうふうにあるべきだ、こう考えて
 おるのであります。

繰り返して申しますけれども、本件
 問題は、取締りも一つの作用であらう
 かと思ふのですけれども、何と申しま
 しても、国民の皆様が、完春はいまわ
 しいものである、完春防止法に規定す
 る事柄をどうしお互いの力によつて
 やつていく、関係業者もその一員と
 してそういう業者をなるべくやめてい
 ころ、こういう国民の動きということ
 が何といたしても大前提でございませ
 んで、その大前提がうまくいくことに協
 力しながら、以上申し上げましたよう
 なことについて努力して参りたいと
 思つておるのであります。

○高橋(委員長) お考えは一般的の意
 見としてまことにけっこうであります
 が、ただ、そういう構想のもとに具体
 的にどういうふうな取締りをやるかと
 いうことはなかなかむずかしい問題だ
 と思ふ。そこで、お伺いいたしたいの
 は、完全実施を前にして、これは警
 察の一人歩きなんというのではないか
 と思ふのです。これは関係方面とよく
 連絡をとっておかなければなりません
 し、特に検査当局とは密接な連絡をと
 り協力し合ふなければ、とてもその目
 的は達成できないかと思ふのです。が、
 今日までこの完春防止法完全実施を前
 にして、そして今提案されておる完
 春防止法の改正案なり婦人補導院法案
 等が完全実施されるというよりなこと
 になつた場合の準備として、検査当局
 なりその他等々具体的にいろいろ打
 ち合せ等なさつて連絡しておられるか
 どうか。私は、そこが、各機
 関においてまだ政府のやり方というも
 のは、どうも不活発じゃないかという印
 象を受けるのです。と申しますのは、
 これは関係の藤原総務副長官もおいで

になりますから、特にこの際聞いてお
 いていただきたいと思ふのですが、世間
 で言われているような意味における必
 ずしもざる法ではないと思つておりま
 すけれども、ただ、おそれるものは、
 これを完全実施をして、政府の政策が
 ざる政策になつていかぬということ
 なのです。法律はつばであるけれど
 も、政府の政策が不徹底であり、不備で
 ありまして、ほんとうにこの法律の精神
 を生かすことができないというこ
 となつて、ざる政策が、ついにこの法律を
 してほんとうにざる法たらしめるよう
 な結果になることを非常に憂えておる
 わけなんです。連絡を一体どうい
 うふうによつておられるかということ
 と、第二には、取締りをされるのには
 やはり相当なむずかしい問題ですから、
 専門的なことも申しまして、その
 人のこれまでの警察官としての経験な
 り、あるいは特にその人の性格、人柄
 なり、また完春防止法に關しての精神
 というものの理解の仕方なり、そ
 ういふようなことを考へて、適材適所
 というか、これにふさわしい人物を充
 てることが必要だと思ふ。やたらに、
 いよいよ刑罰法を実施することに
 なつたというので、点数かせぎのよう
 なつもりで、あげさすればよいとい
 う考へで、反省なくして検査に夢中
 になつておると、非常な行き過ぎが
 出てくると思ふのであります。私は、こ
 れ、今申し上げましたような適材をこ
 れに充てて、そしてこの法律の運営
 についての一つりつぱな型を作つても
 らいたい、指導的な、模範的な警察と
 いうものをここで行なつてもらいた
 い、それが必要なことだ、こういう
 うに思ふのであります。ただ、先ほど

お答えになりましたような趣旨で、考
 えはけっこうなんだけれども、今申
 し上げたような点は具体的な方法とし
 て十分考慮すべき問題だと思ふので
 すが、これについて一体どういふうな
 計画をなさつておられるか。それをお
 伺いいたします。

○中川政府委員 まず、御質問の連絡
 に関する件であります。この完春防
 止に關しましては、国の役所から申し
 ましても各方面の關係を持っております。
 各方面の關係の役所の皆さんが御
 協力を願わないといけません。役所だけ
 でもいけない。国民全般の御協力が根
 本ですけれども、仲間の役所の中でも
 協力を得なければいけない。これは藤
 原政府委員からもお答えになつたと思
 います。が、内閣の機關を中心にして各
 省連絡はまことに緊密にやつておりま
 す。それが一つ。政府全般として緊密
 にやるという問題、すなわち内閣を中
 心にして大へん緊密にやるという問題
 が大前提でございまして、私ども、私
 ども警察の側から申しますと、皆さん各
 方面の御協力を大いにいただかなけれ
 ばならぬけれども、とりわけ検査機
 関、法務省との關係が大へん密接で
 ございまして、以上申し上げたような
 各省連絡の内閣を中心とする連絡に一
 生懸命努力するにあわせて、法務省と
 の連絡をさらに個々にやつて、これは中
 央でもやつておりますし、地方の府県
 ごとにもやつております。それから、も
 う一つ重要な点は、厚生省が主として
 御担当願つておられるのですが、厚生省の
 婦人保護、婦人相談所、こういうところ
 がまた大へんに密接な關係がござい
 ますので、私どももいたしましては、
 内閣を中心とする各省との連絡を大い

に密にするとともに、法務省、検察
 庁、及び厚生省にはそのほかにも始終
 行き来して、個々の問題等につきま
 しても打ち合せたり連絡をしてやる。こ
 れは、中央でもやるとともに、地方で
 も同様の連絡を進めていく、こういう
 ようにいたしましてやつておる次第で
 ございまして。

それから、第二点の關係警察官の人
 選、そういう問題の御質問でございま
 すが、まことに私も高橋委員と同様に
 考へております。同様に考へた結果ど
 ういふふうによつておられるかと申しま
 す。警察は、先ほど申しましたよう
 に、全般的に各地々々に警察の施設が
 あるといふことで、それがどこで発
 見して、だんだん端緒を持ち寄つてな
 にする、こういう意味におきまして
 は、全警察官の協力を得なければなら
 ぬといふことは申すまでもないのです
 が、そういうことのほかに、とりわ
 け、そういうことを——私ども専務者
 と申してはいるのですが、専務者に人
 を得る、こういうことが重要でござい
 ます。私たち役所の内部のお話をするの
 ですが、われわれは、犯罪捜査に、殺
 人とか窃盗とか、そういう刑法犯を中
 心にして犯罪の専務者というのがある
 わけです。その犯罪の専務者の刑法犯
 ももちろん重要でございまして、優
 秀な者を集めておるのであります。こ
 れ、刑法犯は刑法犯向きの捜査員を充
 てて。この完春防止法はその刑法犯と非
 常に趣きを異にいたしますので、保護
 更生との関連においてやつていくとい
 う仕事が多いのですから、そういう
 ことに比較的得手な人間を充てる。私
 ども役所の内部で申しますと、中央で
 も地方でも防犯課という課があるので

すが、この立ち入りに当りましては、この法律またはこの法律に基く条例以外には入出てはいけないということを外には入出てはいけないということを嚴重に措置いたしておるのであります。そうして、また、この法律の実施の確保につきましても、立ち入りということも最終的な保障ではあろうと思ひますけれども、なるべく業者間の自粛、あるいは、その業者間の順法精神

というものをまず期待しながら、やたらに立ち入ってやるということのないように、事は十分成心せしめておりますとともに、立ち入りに際しても、一般のその辺のお巡りさんが立ち入るということではなしに、それぞれ責任者を指定いたしまして、その立ち入りについてその風俗営業の実施を確保いたしておるのでございます。

それで、結論的に申しますと、私どもは、売春防止法の犯罪という点につきましては、風俗営業取締法との関連は、そこにもちろん社会事実としては

あるかと思ひますけれども、売春防止法の犯罪捜査につきましては、一般の刑事訴訟法の手続によりまして事をやつていく。多くの例は、ある旅館等においてそこで盛んに売春の場所の提供が行われておる、あすこで売春が盛んに行われておるといふうわさがまず入つてくるのであります。窃盗罪の聞き込み等と同じようにうわさから入りまして、うわさに基きまして関係者の供述をとる。その関係者の供述等によつて、売春防止法違反の疑いに足る資料があつて、逃走または証拠隠滅のおそれがあるときは強制捜査をしていく。任意捜査でやつていけるものにつきては任意捜査でやつていく。そういふふうによつていつて、売春防止法に定める犯罪、風俗営業取締法に定める風俗の規制といふことの概念をはつきり分けまして、そこに混合を来たさなないようにならして、それぞれの目的を達成するやうに運用いたしまして、いわゆる乱用といふことがないやうに努力をして参りたいと思つております。

○高橋(碩)委員　今の点について刑事局長の御意見を伺いたいと思います。が、兇春防止法の完全実施をすること、に当って、先ほどお尋ねした風俗営業取締法の第六条の改正をする必要がなければどうかということ、いま一つは、警察と連絡して、いわゆる営業所に立ち入りする場合はいくつの場合に限るんだということをはっきり捜査に当る人たちに徹底しておく必要があると思うのですが、そういうことについてどういふふうなお考えを持っておられますか。

る人権じゅうりん等の問題が起つて、その問題が起ることは兎春防止法が悪いからだという印象を國民に与える危険がある。せつかく國民は、この兎春防止法の立法ということを熱望して、それができ上つて、それに協力しようと考えておる。ところが、政府関係當局のやり方が悪いために、この法律は悪いのだ、われわれが協力することはむしろ悪いのだというような印象を与えたら、もうこれは最後だと思ふのです。もう兎春防止法の実施は失敗に終つたというような印象を与えます

○竹内政府委員 風俗営業取締法の第六條の解釈につきましては、中川政府委員がお答えになりました通りに私どもも考えております。売春防止法は六

と、日本の将来、売春防止に関する問題は最後まで思いますから、特にその点を注意しておいてもらいたいと思います。

条の適用を受けませんので、これに基
く、たとえば売春防止法の十一條の違
反のような場合に、直ちに六條によつ
て立ち入るといふことはあり得ないとい
ふふうに考えるのでございます。そ
こで、それでは十二條の違反のような
場合をも考へて六條を改正する必要が
あるかどうかという点につきまして
は、ただいまのところは改正する必要
はないといふふうに考へております。
ただ、むしろその反対に、立ち入りの
場合につきましての取扱ひにつきまし
ては、運用の面といたしまして、警察
御当局とも十分連絡いたしまして、乱
用にわたることのないような方針で臨
みたいといふふうに考へております。

○高橋(補)委員 先ほど申し上げたよ
うに、これから取締り上旅館というこ
とが非常に問題になると思うのです。
だから、立ち入りを許す場合と許さな
い場合と、はつきり捜査する人に徹底
させておいていただかないと、いわゆ

そこで今度は、実際に捜査をする場合に、婦人補導院法の精神等によりまずと、これがやはり個別的に処遇をしていこう、本人の性格なり医療要否なり、あるいは家庭の事情なり、その環境等、いろいろと各人々々具体的に検討をして、その処遇をどうするかということを決定していこうという方針になつておるのでありますが、従つて、他の犯罪の捜査の場合とはさらに注意しなければならぬと思うのは、そういうような法律があるのだ、そういうところを法律の精神があるのだということを考えて捜査しないと、ただ犯罪事実だけを取り上げたのではないかぬと思うのです。従つて、警察にしても検察当局にしても、裁判所が裁判の言い渡しをする場合に、その資料として今のような問題を捜査当局からむしろ提供されるようにしないと、裁判所には今特別な調査官制度——たとえば少年に關しては少年事犯取扱いに關する

専門の調査官等を置いて、あの調査官が非常に大きな役割を果たしておると思うのですが、そういう制度も今はないようであります。実際その仕事をするのにはむしろ捜査官の場合が多いと思うのです。だから、今申し上げたような、各人の性格なり、あるいは家庭その他の環境なり、心身の状況なりというよりな点を十分捜査しなければいかぬと思うのです。そういう心構えでやる捜査官というのは、これはまたよほど指導しないといけないと思うのです、犯罪を檢舉するのだから、犯罪事実を

個々のケースごとに指導して参りたいと考えております。よく警察官で間違いを起すのは、何か犯罪をあげればよいのだ、りこうだ、こういう間違つた考えが過去には相当ありまして、いわゆる件数主義ということで表わされております。一般刑法犯でもそうだとお思っておりますが、とりわけ、売春を防止する、こういう関係の捜査の運用については、そういうことは最も不適当であります。売春事犯がなくなり、婦女子が更生して正しい生業に服する、ということが目標なのですから、その

取り上げさえすればいい、こういう考えになりやすいのですから、その点を警察当局なりあるいはまた検察当局なりは一体どういうふうに考えておられるか。

目標の一分担者としての警察官、こら
いうあり方を具体的に徹底して参りな
い。その徹底の方法は、一般的の教養
と、人選と、個々のケース・バイ・

るのか、ただ考えだけでなく、具体的な方策をどういうふうに実現しようとしておられるか、それを伺いたい。

○中川政府委員　私どももただいまの高橋委員と同様な考えで努力するつもりであります。その努力のまず第一は、専従員の人選の問題があると思ひます。専従員の人選などしなくても、すべての警察官がしっかりと取り扱ふことが望ましいのですけれども、そのうちから、とりわけこういつた仕事に向いて、しかも危なげない、こういう人間を選びたいと思つております。そうして、選んだ人間に対しては、充奉防止法の全体の精神並びに個々の捜査のやり方、ないし婦人相談所との関連、検察庁との関連というものを、かんで含めるように個々について指導いたしたい。私どもの方に警察大学もあり、各府県に警察学校がありますので、そこで一応教養いたしますけれども、そこでみっちり教養いたしますほかに、

ケースの指導、こういうことをみつけたりやつて参りたい。間違いを起さぬことを期待いたしますけれども、かりに間違いを起しますと、それをとがめてとがめることによってなおして参りたい、こういうふうに考えます。

○竹内政府委員 売春防止法第五条の趣旨から申しますと、御指摘のように、刑罰を科するところにねらいがあるのではなくて、これを手がかりとなるべく保護更生の方策をはかるといふところにあるのでありますから、輕微なものにつきましては、起訴猶予等の処分によつて保護更生の道をはかり、あるいは執行猶予にして保護観察に付し、あるいは実刑を科さなければならぬような事案のものにつきましては補導院に入れるというよりなことが、第五条運用の上において十分考えなければならぬ点であるというふうに考へるのであります。そこで、この補導処分に付せられます成年の女子に

えない人には減免治療をやつてやることとができるようになっておりますが、三十三年度におきましてその方法を継続してやつて参りたい。ただ、予算面では治療費に對しますと、国庫補助金が減少しておりますが、それは、従来治療費の実費の見積りが少し過大でありましたために地方では不用額を出しております。従つて、三十三年度におきましては、その過大であつた従来の実費の見込みを正して積算いたしましたために、予算額では減少いたしておりますが、実際に計算をして、私ども現在考へておりますやり方では、従来は実績から考へますと保健所とか性病診療所あるいは性病病院で無料治療をいたしておりましたのはパーセンテージをいたしますと大体一四〇程度でありましたが、それを来年度、三十三年度の予算では三九〇、約四〇〇の無料治療ができるという計算を立ててゐるわけでありまして、できるだけ治療を受けやすいように、また途中で治療をやめないうようにやつていきたいと考へております。

もう一つ、患者の把握が、従来のような強制健康診断ということができなくなりました、なかなか困難になりましたので、ただいま申し上げました任意の健康診断を自発的に受けてもらうというのを奨励して参りますと同時に、従来もやつて参りました接触者調査——これは、医者から保健所に性病患者を届け出て参りますときに、だれから感染したかというのを書いてもらふようにしてありますが、実際問題として、届け出られなかった患者の三分の一足らずくらいしか書いてないわけでありまして、もし書いてあります

と、その接触感染源と認められる人のところへ保健所なり病院から出かけて参りまして、いろいろ話をして、そして健康診断を受けてもらふ。受けなければ命令を出せるようになっております。そして、患者を発見して、必要な者に対して治療をやる。その場合に、やはり治療費を払えないという人に対しては減免治療をやつてやるということでございます。これは日本では今までやつて参りましてなかなかやりにくい仕事でございます。外国ではかなり成功いたしておりますが、そのやり方をさらに積極化して参りたい。そのうち、その患者の把握をできるだけやつて、そして性病対策の根本でございまして早期発見、早期治療ということを実施して参りたいというふうに考へてゐるわけでございます。

従来のような特定対象に対する強制健康診断の方法というものが一部でしかねるようになりまして、それにかつて任意健康診断と接触者調査による患者の把握をやつて参りたい、というふうな考へております。

○高橋(禎)委員 いろいろ詳細な御答弁をいただきましたが、もう一度お尋ねします。国民一般が心配しておるのは、さつき申し上げたように、売春防止法を実施したら花柳病が蔓延するのではないかとということなんです。私は、専門のまた責任ある厚生省としては、売春防止法を実施しても花柳病蔓延の危険はないぞといつて国民を安心させられるような方策を承りたいわけでありまして。今お話しになったようなことをやつておられて、実際の働に當つていらつしやるあなたとして、もう心配はないという確信が持てるかどうか。その確信があるというなら国民も安心するだろうと思ふ。ところが、何つたところでは、なかなかそう安心されそうにも思はないのです。それと、いま一つは、花柳病予防のために今性病予防法等があります。今の法律でいいと思つておられるのか、あの法律を改める必要があると思つておられるのか、率直な御意見を伺いた

い。

○山口(正)政府委員 性病の患者の動向でございますが、これは、ただいままでの届出患者を基礎として考へてみますと、終戦後ずつと毎年非常に減少して参つております。従つて、性病患者が最近非常にふえてきておるといふようなことはあまり考へられないわけでありまして。ことに、一般の開業医の方々に伺ひまして、梅毒が非常に減少してゐる。これはやはり結核などと同じように非常にいい治療薬が出現したためだろふと思ふのでありますが、一面、そのためにしるしと療法などが行われて、かえつて心配の面なきにしろあらずでございますが、性病の動向としまして、現在非常に広がりがつてゐるといふまでのことはないのである。売春防止法が実施になりましたのは、非常に心配であるといふまでのことはないのである。しかし、やはりこういう病気でございまして、十分の対策は立てていかなければならないといふふうに考へております。これは、性病対策、いわゆる早期発見、早期治療といふことが十分に行われているかどうかといふことにかつてゐるのでございまして、それは地方財政ともからんでおりますので、三十三年度当初私

どもが厚生省自体として考へました際には、予算をもう少し大幅に、ということ、は、国庫補助率を上げて、地方がこの仕事をもちと活発にするようにといふふうな考へたわけでございますが、諸般の事情からそれが実現できなかったわけでございます。しかしながら、私ども、この事柄の重要性を地方の衛生当局にも十分伝達し、また地方の財政当局——これは自治庁ともよく話し合つておりますが、自治庁として、地方で予算を組みやすいように自治庁の方からも指示するということがございまして。それで、この性病対策を完全にやれるかどうか、心配ないかどうかといふことにつきまして、絶対心配ございませんとまではあまり大きなことは申し上げられませんが、大體私どもはこの対策を続けて参りますれば性病対策についてはいいというふうに考へております。

法律の改正につきましては、先ほどの補助率の問題などがございしますれば法律の改正もしなければならぬと思つておるのでございますが、さしたつて現在の性病予防法を積極的にどう変えていくかという考へは今のところ持つておりません。

○高橋(禎)委員 今度は警察の方に尋ねたい。これはこの前の委員会で法務省の方にお願いしたのです。ところが、警察の方がむしろ一考を要する必要があると思ふのでお尋ねするのですが、この売春防止法完全実施によつて心配されることの一つに、善良な婦女が性的犯罪によつて被害を受けるようなことが多くなるのではないか、こういう心配があります。これに

て、警察方面では、そういう心配はないと思はれるはずはないと思ふのです。何か対策がなければならぬ。今までも同じようなことをやつておつただけではないかと思ふのですが、何か特別に、この完全実施をやつたことによつて世間が心配してゐる、善良な婦女が性的犯罪によつて被害を受けやすいにしようといふ考へをお持ちかどうか、その方法等、具体的に考へていらつしやればお示しを願ひたい。

○中川政府委員 お尋ねの問題は、私も研究してゐるのですけれども、いわゆる赤線がなくなると性病がふえるかどうかといふ点でございますが、そこから始めればいかぬと思ふのであります。この問題はいろんな要素が複合いたしますので、一がい結論を出すのは無理であらう、こう思つております事情を申し上げたい。

性犯罪の一番典型的なのは強姦罪だと思ふのですけれども、強姦罪は不幸にして戦前から戦後にかけては大へん増加しております。数字によつて申し上げますけれども、昭和十六年の強姦罪の検挙人員を一〇〇〇の指数で押えますと、昭和二十三年には二二七、昭和二十七年には五一四、昭和三十一年には六八七、こういうふうな強姦罪はふえております。戦前比較的強姦罪が少かつたのがだんだんふえる一方だといふことの原因は何だ、こういうことになるとは思ふけれども、この原因も、社会的な問題、政治学的な問題、いろいろあつて、社会学者、政治学者にこれを研究していただいております。いろいろ原因があるのですけれども、一口に申せば、戦後性道徳に關する考へ方が鈍つてきたといふこと

と、警察方面では、そういう心配はないと思はれるはずはないと思ふのです。何か対策がなければならぬ。今までも同じようなことをやつておつただけではないかと思ふのですが、何か特別に、この完全実施をやつたことによつて世間が心配してゐる、善良な婦女が性的犯罪によつて被害を受けやすいにしようといふ考へをお持ちかどうか、その方法等、具体的に考へていらつしやればお示しを願ひたい。

と、戦前は強姦罪がありましたけれども被害者が比較的告訴しなかった、こういうこともあろうかと思ひます。ことに、農村等において強姦を受けても、それを顕在化しなかつたという点も確かにあろうと思ひます。けれども、戦後強姦罪が非常にふえています。これは、われわれ考へてみまして、戦後はあつた赤線地域のものが戦前に比べて減つたとは思へない。戦前は御案内の通り警察犯処罰令という法律がありまして、密淫売は嚴重に禁止してありまして、たゞいま御指摘になりましたように、昔は行政執行によつて臨検というものが相当行われて、旅館その他においては臨検をしたわけなんです、そういう面において密淫売は警察では積極的に取り締つておつた。逆に公娼地域は認めておつたということ、あつた施設が戦後減つたとは思へない。それにもかからず強姦罪がふえておりましたので、あの赤線地域がなくなつたために直ちに強姦罪がふえるという結論は、そういう面も私はあろうと思ひますが、たゞし、大勢としては左にあらざるものでなからうかと思ひます。

それで、強姦罪がふえることはもちろん好ましくありませんので、この対策なんです、これは、根本的には、国民の性生活といふか、お互いの共同生活を営むについての規律というものが鈍つてきた、これを取り返す対策が根本だと思ひます。それから、その対策につきまして大へん警察といったしましてもいろいろな防犯上の措置について努力はいたしておりますけれども、ひとり警察の力だけではいけませんので、これは関係の青少年問題協議会

その他におきましても一つのテーマとしてお願いしておるのであります。根本的にこういふ文藝、厚生すべてを通じて性犯罪の防遏対策をお願いしておる。こういう点を一つ御相談しておるのであります。ところが、とりあへずの問題といひましては、よく言われるのであります、田舎の女けのない飯場などにおける労働者の方が相当多い、こういう場合におきましては、どうしても強姦罪が起るのじやないかと心配される向きもありまして、これはどうも一つであります。どうも一つでもありますので、この対策といひましても、これ一本やれば直ちにきくという名案はございませんけれども、やはりそういう関係の方々にいろいろ新しいレクリエーションという点について一つ大いに考へていただく、それから、そういうことについて、みながあままり性的刺激を多く与えない、こういうことを関係の向きとともに相談してやつていく、こういうことによつて防遏して参りたい。もちろん、防犯上その他の措置も考へまして、婦女子の、被害者となるべき人々の警戒上の措置についても大いに御注意を促したいと思ひますけれども、そうではなしに、レクリエーションとかそういうことによつて国民の性生活を正しい方向に建設していく、こういう問題が根本でありますので、まあ、御心配になられるように、あつち施設がなくなつたことによつて確かに強姦罪がふえる面もあろうと思ひます。ところが、それ以外にまた、あつち施設があることによつて、一べん騒動するとまたそういう欲情が出る、こういうことも合せてプラス・マイナスをいたしますと、何とも言えない、こう

いう実情でなからうかと思ひます。で、いろいろこれはむずかしい問題があろうと思ひますけれども、警察も努力はいたしますが、関係の文藝、厚生の機関とともに力を合せまして、この問題については大いに知恵をしぼつて参りたい、こういうふうに思つております。

○高橋(讀)委員 法務省の方にお尋ねいたしますが、今中川刑事部長の御答弁にありましたように、性的刺激といひますが、それが性犯罪の発生する非常に大きな原因になつておる、こう言ふのです。ところが、これは、先ほども三田村委員から発言されて要求のありました参考人等と呼ばふということも、そこにやはり関係があると思ひますが、今映画とかあるいは文書、図画等に若い人たちの性的刺激になるようなものが非常に多いわけですね。その問題は今の状態のままで放置しておいていいとお考へになるのか、あるいは何か立法措置によつてこの問題を解決していこうというよりなお考へがあるのかどうか、その点をお伺ひいたします。

○竹内政府委員 非常にむずかしい問題でございます。それはなぜかと申しますと、映画の問題にいたしましては、各種の本にいたしましては、雑誌にいたしましては、いずれも憲法の保障する表現の自由との関連におきまして問題があるからでございます。しかしながら、このような、欲情を刺激するものな、わいせつにわたる文書につきますのは、これはもう刑法に規定があることでございまして、これの検査、処罰の執行は戦後つとにきびしく実施をして参つたのでございまして、こ

の売春防止法施行後における取扱いにつきましては、なかなかむずかしい問題がありまして、なかなかむずかしい問題からの強力な、さらに範圍の広い取締り、処罰といふことは当然考へられなければならぬ問題であります。これは、映画の倫理化というやうな問題については、何らかの罰則を設けるか、取締り法規を設けるかどうかということや、その他雑誌あるいは文書、図画の類のものにつきましての特別な法律を考へておるかということにつきましては、ただいまは研究の段階でございまして、具体案は持っていないのでございまして、この点御了承願ひたいと思ひます。

つけ加へまして、先ほどの統計でございまして、不完全なものではございますが、発見いたしましたので、合せて追加いたしておきたいと思ひます。性病予防法に關する犯罪統計でございまして、昭和二十八年におきまして受理人員が三百七十七名、二十九年が二百七十九名、三十年が二百七十八名、三十一年が二百七十九名、合計九百五十三名でございまして、そのうち、公判請求を見たものが十一名、略式命令請求によつて処分を見たものが百八十七名、以上起訴を見たものが百九十八名でありまして、その他は起訴猶予、あるいは嫌疑なし、その他の処分、こういうことになっております。ただ、遺憾なことは、三十二年の実績が出ておりませんこと、これらの犯罪の内容が、性病予防法のいわゆる性病患者の売淫行為の犯罪であるか、あるいは場所提供の犯罪であるか、そのほか調査拒否あるいは届出懈怠の罪であるかという点が明確になっておりませんが、

私の記憶するところによりますと、性病患者の売淫といふことで処罰された例が相当あるのではないかとと思ひます。この数字によつて見ますと、漸次減少の経過をたどつておることが認められますので、あわせてつけ加へておきます。

○高橋(讀)委員 次に、条文の關係を基礎にしてお尋ねいたします。まず、売春防止法の一部改正法律案の第十七條に關連することでありまして、この規定によりますと、「懲役又は禁錮につきその執行を猶予するときは、その者を補導処分に付することが出来る。」、こういうふうに規定してある。その補導処分といふのは、婦人補導院法案の第一條によつて明らかである通り、収容して、そしてこれを補導する、こういうことになつておりますが、従来の考へ方からいたしまして、執行猶予の裁判を受ければ、被告人をして黄金の橋を渡らしめるものであるといふやうなこともあつたもので、それでとにかくその事件とはさよならをして、自由な立場に立つて更生の道を進むことができるのだ、そういう考へ方であると思ひます。ところが、保護観察制度がだんだん充実されて、執行猶予の裁判を受けた者も保護観察に付することが出来る。これはもちろん本人の自由を拘束しないから大した問題はないと思ひますが、今度は身柄を拘束して補導院に収容して、そしてその補導をする、こういうことになつて参りますと、身柄拘束の点から言へば、一般の常識をもつてすると、まだまだ自由の身にはなれないのだといふ、名前を違へけれどもやはり刑を受けるのだといふやうな氣持がないこ

○竹内政府委員 これは憲法に違反する

ことはないと確信いたしております。その理由は、この収容状は刑の執行に当る場合でございます。刑事訴訟法におきましても、刑の確定者に対しては収容状を檢察官が発行し、それによって刑の執行をいたしております。これに準ずるものでござい

ますので、憲法違反の疑いはさらにな

いものと確信いたしております。

○高橋(順)委員 逃走をした場合に収容状を発することができ、こういふことになっておりますが、その関係について、監獄法であるとかあるいは少年院法であるとか、それらの規定と関係して筋の通った規定であるかどうか若干疑問があると思うのですが、その

点の御説明を願います。

○渡部(善)政府委員 今度婦人補導院から逃走した者に対する措置でござい

ますが、これは、四十八時間を経過いたしますと、収容状をとりまして、これをさらに連れ戻すというこ

とに相なるわけでございしますが、この場合、少年院法によりましますと、か

よりな逃走の場合には、家庭裁判所の方から連れ戻し状を発布してもらいまし

て、それによりまして連れ戻すという

ことに相なっております。これによ

りまして、監獄の施設から逃走い

たしました場合、これは主として逃走

罪を構成いたしますので、逃走罪の関

係の逮捕状等によって収監いたして

おるのが現状でございます。ところで、

これらの連れ戻し状、それから今度の

収容状でございますが、これは、新し

くそれによって収容する、あるいは連

れ戻すというものを許可するという性

質のものではないわけでござい

ます。

本質的に、裁判所の保護処分というも

のを執行する、また今度の補導処分と

いうものを執行する、そのための収容

すべき者をこれによりまして公権的に

証明していくという精神のものと考

えておるわけでございまして、憲法の

とつておりまします令状主義的なもの

のこに取り入れて、そしてそこに間違

いのないことを期しておるといふもの

がこの収容状なり連れ戻し状の本質的

なものと、かように考えております。

○高橋(順)委員 法務大臣にちよつと

お伺いいたします。充奉防止法第五条

違反の犯罪について判決を下す場合

に、実刑を加えるとか、それから単

なる執行猶予の場合、それから執行猶

予の言い渡しをして保護観察に付する場

合、さらに今度の法律案によりましますと

執行猶予の言い渡しをして補導処分に

付する場合と、いろいろな場合がある

わけでございします。そして、その犯罪

の性質からいたしまして、いろいろ本

人の性格なり社会環境なり、あるいは

健康状態なり教養の程度、その他いろ

いろの複雑したことを調べないとい

うのいずれかの裁判を下していか裁判官

には判断がつかないわけですか。とこ

ろが、先ほど来何つてみますと、警察

当局にしても検察当局にいたしまして

も、それらの資料は十分捜査して、そ

の裁判所に提出をします、こういふ御

趣旨なんです、それはまことにけつこ

うなんです。ところが、裁判官は非常

に手薄なんです。私にはそう思

います。裁判官が非常に遅延して

おる。裁判遅延の有名な国になって

きたという感じがいたすのであり

ます。申し上げるまでもなく、裁判はすみやか

に結論が出ないと正義は維持され

ないと言っております。早くこの問題

を解決しなければならぬ。ところが、先

ほど申し上げたように、先ほど申し

上げたような充奉防止法第五条違反の犯罪

に關係しての裁判を下す場合には非常

にやかましいことをたくさん調べなけ

ればならぬ。しかもそれは裁判官で

なくとも裁判官の補助者によつて相

当りかねる問題じゃないかと思

う。従つて、お尋ねする点は、家庭裁

判所に少年調査官がおつて、裁判官が

裁判をする補佐をする者の制度があ

りますが、それとちよつと同じよう

なわけの調査官制度でも裁判所に設

けた方がいいと私は思ふのです。その必要

はないとお考えになるかどうか、その

点をお伺いいたしておきます。

○唐澤國務大臣 いかにもごもつとも

な御意見でございます。根本にさか

のぼりますれば、実はこの種の事犯の

裁判は家庭裁判所で裁いてもら

うのが一番適當かと考へるわけでござ

いします。家庭裁判所の方にはま

たが、家庭裁判所の方にはま

たが、家庭裁判所の方にはま

たが、家庭裁判所の方にはま

たが、家庭裁判所の方にはま

たが、家庭裁判所の方にはま

たが、家庭裁判所の方にはま

たが、家庭裁判所の方にはま

たが、家庭裁判所の方にはま

たが、家庭裁判所の方にはま

たが、家庭裁判所の方にはま

たが、家庭裁判所の方にはま

たが、家庭裁判所の方にはま

たが、家庭裁判所の方にはま

たが、家庭裁判所の方にはま

たが、家庭裁判所の方にはま

たが、家庭裁判所の方にはま

たが、家庭裁判所の方にはま

たが、家庭裁判所の方にはま

○町村委員長 本日はこの程度にとど

め散会いたします。

午後一時六分散会

法務委員會議録第五号中正誤

正誤

井關政

府委員

伊關政

府委員

三

二

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

昭和三十三年三月一日印刷

昭和三十三年三月三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局